

繁忙期のレンタカーの使用

1. 引越シーズンである3月15日～4月15日までの間に限り、引越輸送にレンタカーを使用することが認められています。
2. 使用するレンタカーについては、「貨物自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届けについて」による手続きのほかに、以下の事項について該当していなければなりません。
 - ・引越輸送のためのみに使用する車両であること。
 - ・自動車車庫の確保の状況。
 - ・乗務員の確保の状況。
 - ・運行管理者および整備管理者の選任の状況
 - ・一般自動車損害保険（任意保険）の締結および損害賠償能力の状況
3. レンタカーの借受期間は15日未満で延長はできません。
4. トラブル防止および利用者保護の観点から、「引越輸送用車両届出証」（第2章38ページ参照）を車両の外部から見やすいように表示しなければなりません。
5. 引越輸送用車両届出証は、あらかじめ必要事項を記入した上、上記の事前届出書に添付し提出します。

国自貨第90号

平成15年2月14日

各地方運輸局自動車交通部長

関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長 あて

沖縄総合事務局運輸部長

自動車交通局貨物課長

貨物自動車運送事業者の引越シーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて

引越シーズンにおけるレンタカー（道路運送法施行規則第52条の規定により貸渡人を自動車の使用者として貸渡しの許可を受けた自家用自動車を言う。以下同じ。）の使用についてはこれまでも認めてきたところであるが、引越にかかる輸送力を確保し、利用者のニーズに的確に対応するという観点から、引続き、特に引越が集中すると考えられる3月15日から4月15日までの間に限り、別紙のとおり一般貨物自動車運送事業者が引越運送レンタカーを使用することを認めることとしたので、事務処理上遺漏なきよう取り計らわれたい。なお、本通達は平成15年4月1日以降適用し、これに伴い、「貨物自動車運送事業者の引越しシーズンにおけるレンタカー使用の取扱いについて」（平成12年2月8日自貨第17号）は平成15年3月31日限りで廃止する。